

高志会レポート NO.14

発行元：高志会（市議会会派）
発効日：令和3年1月

新型コロナウイルス対策 広報機関紙

緊急事態宣言の内容と、
新型コロナ受診について。



このチラシは新聞折込用です。
購読されていない方にも、
お広めいただけると有り難いです。

新型コロナウイルス感染症によりご逝去された方に謹んでお悔やみ申し上げます。また、同感染症に罹患された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈り申し上げます。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、政府より、1月14日～2月7日までの2度目の「緊急事態宣言」が発令されました。その内容と、改めて新型コロナウイルスの受診体制を皆様にご案内いたします。また、新型コロナウイルスのワクチンは、現時点で判明している範囲で、ご報告いたします。

緊急事態宣言 発出中 (1/14~2/7)

緊急事態宣言
～まとめ情報～

住民の皆様

不要不急の外出・移動の自粛

特に、20時以降の不要不急の外出自粛の徹底

※医療機関への通院、食糧・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

事業者の皆様

各業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドライン（右のQRコード）を遵守し、新型コロナウイルスのまん延防止にご協力をお願いします。

リンク先・・・内閣官房ホームページ※令和3年1月8日時点▶



営業時間短縮要請について

要請

【飲食店】飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配、テイクアウトを除く)
【遊興施設】カラオケボックス等で、飲食店営業許可を受けている店舗

営業時間短縮(5時～20時)
※酒類の提供は11時～19時

協力を依頼

運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂
展示場、博物館、美術館、図書館 / ホテル・旅館(集会のみ)

・営業時間短縮(5時～20時)
※酒類の提供は11時～19時
・イベントは、人数上限5,000人かつ、収容率50%とすること

遊興施設(飲食店営業許可がある店は要請の対象)
物品販売業(1000㎡超)(生活必需物資を除く)
サービス業(1000㎡超)(生活必需サービスを除く)

・営業時間短縮(5時～20時)
※酒類の提供は11時～19時

ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。

リンク先・・・大阪府ホームページ(使用制限対象施設)▶
※令和3年1月14日時点

